

(様式1)
報道資料提供

解禁日時:FAX到着後

提供日	平成 30 年 4 月 13 日 (金)
発表事項 (タイトル)	職員の懲戒処分等について (提供)
要旨・経緯	<p>平成30年4月13日付けで、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので提供いたします。</p> <p>病院事業会計の債権管理等について、平成23年4月1日からの指定管理移行後において、患者個人が負担すべき診療費の未収金について、督促等の債権管理が適切に行われておらず、実質回収不能な債権となっています。また、簿外の現金及び預金から備品の購入等の不適正な支出と会計処理が行われていました。</p> <p>これらの事案について、懲戒処分として減給1名、戒告1名。その他、訓告2名、嚴重注意3名、口頭注意1名の処分を行いました。</p>
広報ポイント	<p>市長コメント</p> <p>「今回の不祥事につきまして、市民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。再発防止に向け、会計事務に関する研修を実施し、引き継ぎの徹底及び業務マニュアルの整備を行い、法令遵守の徹底と職員の規範意識の向上を図り、二度とこのようなことのないよう職員一同、信頼回復に向けて全力を注いでまいります。また、一連の経過を踏まえ、<u>行政の長として道義的責任を取るため、私と副市長について、給与の減額10分の1（1か月）を行うこととしました。</u>」</p>
添付資料	本紙1枚+A4 1枚
担当課	<p>【事案に関して】 阪南市健康部健康増進課 竹中、國見 電話072-472-2800 FAX072-471-9868</p> <p>【人事面に関して】 阪南市市長公室人事課 山中、芝野 電話072-471-5678 FAX072-473-3504</p>

平成 30 年 4 月 13 日

報道機関各位

阪南市市長公室長

職員の懲戒処分等について（提供）

平成 30 年 4 月 13 日付けで、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1.被処分者

	所属	職名	年齢	処分内容	当時の職名（年度）
1	上下水道部	課長	57 歳	減給 10 分の 1 1 か月	総務部病院事業課長（H23～H25）、健康部健康増進課長（H26～H28）
2	総務部	課長	50 歳	戒告	総務部病院事業課主幹（H23～H25）

2.事案の概要

病院事業会計の債権管理等について、平成 23 年 4 月 1 日からの指定管理移行後において、患者個人が負担すべき診療費の未収金について、督促等の債権管理が適切に行われておらず、実質回収不能な債権となった。また、簿外の現金及び預金から備品の購入等の不適正な支出と会計処理が行われていた。

3.処分年月日 平成 30 年 4 月 13 日

4.その他の処分

管理監督者としての指導監督に適正を欠いたことや、債権管理及び財産管理の重要性に対する認識が不足していたことから、下記のとおり処分する。

訓 告 2 名
厳重注意 3 名
口頭注意 1 名

5.市長コメント

今回の不祥事につきまして、市民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

再発防止に向け、会計事務に関する研修を実施し、引き継ぎの徹底及び業務マニュアルの整備を行い、法令遵守の徹底と職員の規範意識の向上を図り、二度とこのようなことのないよう職員一同、信頼回復に向けて全力を注いでまいります。

また、一連の経過を踏まえ、行政の長として道義的責任を取るため、私と副市長について、給与の減額 10 分の 1（1 か月）を行うこととしました。

連絡先

【事案に関して】

健康部健康増進課（担当：竹中、國見）

TEL：072-472-2800

【人事面に関して】

市長公室人事課（担当：山中、芝野）

TEL：072-471-5678